

## 長野県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び担当事務)

第2条 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他臨時又は緊急に生じた行政課題への対処に当たり技術的及び専門的事項に関し審議、調査等を行う必要がある場合には、当該執行機関の定めるところにより、1年を超えない範囲内の期間に限り、附属機関を置くことができる。この場合において、当該附属機関に関し必要な事項は、この条例の規定に準じて、執行機関の規則で定める。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 附属機関に会長又は委員長（以下この条及び次条第1項において「会長等」という。）を置き、委員が互選する。この場合において、長野県職業能力開発審議会、長野県労働問題審議会及び長野県都市計画審議会にあっては、学識経験者である委員のうちから選挙する。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 会長等に事故があるときは、あらかじめ会長等が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長等が招集し、会長等が議長となる。

2 附属機関は、委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる附属機関は、同表の右欄に掲げる人数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

左 欄	右 欄
感染症診査協議会	感染症指定医療機関の医師である委員又は感染症の患者の医療に関する学識経験者である委員2人以上及び医療に関する学識経験者以外の学識経験者である委員1人以上
長野県労働問題審議会	労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び学識経験者である委員各2人以上

長野県総合評価技術委員会	委員 2人以上
長野県都市計画審議会	委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の半数以上
長野県開発審査会	会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）のほか、委員の過半数

4 附属機関の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の規定にかかわらず、長野県土地利用審査会の議事のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認にあっては、委員総数の過半数で決する。

（部会）

第7条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（専門委員）

第8条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員（次条において「専門委員等」という。）を置くことができる。

（幹事）

第9条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、幹事その他の委員及び専門委員等を補佐する職を置くことができる。

（補則）

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関を設置した執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（長野県水防協議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 長野県水防協議会条例（昭和24年長野県条例第45号）
- (2) 長野県青少年問題協議会条例（昭和28年長野県条例第46号）
- (3) 長野県労働問題審議会条例（昭和31年長野県条例第64号）
- (4) 長野県中小企業振興審議会条例（昭和31年長野県条例第65号）
- (5) 長野県職業能力開発審議会条例（昭和34年長野県条例第3号）
- (6) 長野県観光振興審議会条例（昭和34年長野県条例第35号）
- (7) 長野県地方薬事審議会条例（昭和37年長野県条例第13号）
- (8) 長野県スポーツ推進審議会条例（昭和37年長野県条例第21号）
- (9) 長野県固定資産評価審議会条例（昭和37年長野県条例第40号）
- (10) 長野県行政機構審議会条例（昭和39年長野県条例第92号）
- (11) 長野県特別職報酬等審議会条例（昭和39年長野県条例第93号）
- (12) 長野県地方精神保健福祉審議会条例（昭和40年長野県条例第47号）
- (13) 長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）

- (14) 長野県都市計画審議会条例（昭和44年長野県条例第22号）
- (15) 長野県住宅審議会条例（昭和44年長野県条例第23号）
- (16) 長野県開発審査会条例（昭和45年長野県条例第18号）
- (17) 長野県障がい者施策推進協議会条例（昭和46年長野県条例第29号）
- (18) 長野県土地利用審査会条例（昭和49年長野県条例第28号）
- (19) 長野県生涯学習審議会条例（平成3年長野県条例第7号）
- (20) 感染症診査協議会条例（平成11年長野県条例第12号）
- (21) 長野県生活衛生適正化審議会条例（平成11年長野県条例第50号）
- (22) 長野県国民保護協議会条例（平成17年長野県条例第5号）
- (23) 長野県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年長野県条例第10号）
- (24) 長野県人権政策審議会条例（平成19年長野県条例第34号）
- (25) 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例（平成21年長野県条例第17号）
- (26) 長野県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成24年長野県条例第15号）
- (27) 長野県幼保連携型認定こども園審議会条例（平成26年長野県条例第46号）
- (28) 公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（平成29年長野県条例第37号）  
（経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項に掲げる条例及び附則第6項の規定による改正前の長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の規定に基づき置かれている附属機関（次項において「従前の附属機関」という。）は、この条例の規定に基づき相当の附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際現に任命されている従前の附属機関の委員その他の構成員は、この条例の規定に基づき任命されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、その者の従前の附属機関の委員その他の構成員としての残任期間と同一の期間とする。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中	「 総合計画審議会の委員及び専門委員 防災会議の委員及び専門委員 国民保護協議会の委員 人権政策審議会の委員       」	を
「 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第〇号）の規定に基づく附属機関の委員及び専門委員その他の臨時の委員 防災会議の委員及び専門委員       」	に、	
「 行政機構審議会の委員及び専門委員 特別職報酬等審議会の委員 公務災害補償等認定委員会の委員       」	を	

「 公務災害補償等認定委員会の委員	」に、
「 行政不服審査会の委員及び専門委員 公立大学法人長野県立大学評価委員会の委員及び臨時委員	を 」
「 行政不服審査会の委員及び専門委員	」に、
「 本人確認情報保護審議会の委員 固定資産評価審議会の委員	を 」
「 本人確認情報保護審議会の委員	」に、
「 幼保連携型認定こども園審議会の委員及び専門委員 青少年問題協議会の委員 障がい者施策推進協議会の委員及び専門委員 障害者介護給付費等不服審査会の委員 障害児通所給付費等不服審査会の委員 国民健康保険審査会の委員	を 」
「 国民健康保険審査会の委員	」に、
「 介護保険審査会の委員 労働問題審議会の委員及び専門委員 職業能力開発審議会の委員	を 」
「 介護保険審査会の委員	」に、
「 感染症診査協議会の委員 指定難病審査会の委員	を 」
「 指定難病審査会の委員	」に、
「 地方精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員 精神医療審査会の委員 生活衛生適正化審議会の委員	を 」
「 精神医療審査会の委員	」に、
「 地方薬事審議会の委員及び専門委員 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の委員及び臨時委員 環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員 中小企業振興審議会の委員及び専門委員 観光振興審議会の委員及び専門調査員	を 」
「 環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員	」に、
「 都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員 水防協議会の委員 治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員 建築審査会の委員及び専門調査員	を 」
「 治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員	」に、

「 開発審査会の委員 住宅審議会の委員及び専門委員 景観審議会の委員及び専門委員 土地利用審査会の委員	を
「 景観審議会の委員及び専門委員	」に、
「 社会教育委員 生涯学習審議会の委員及び専門委員	を
「 社会教育委員	」に、
「 スポーツ推進審議会の委員	」を
「 銃砲刀剣類登録審査委員	」に改める。

(長野県建築基準条例の一部改正)

6 長野県建築基準条例の一部を次のように改正する。

「第7章 建築審査会の組織等 (第43条—第47条)

目次中 第8章 補則 (第48条) を

第9章 罰則 (第49条・第50条) 」

「第7章 補則 (第43条) に改める。

第8章 罰則 (第44条・第45条)」

第1条中「、第83条」を削り、「、日影」を「並びに日影」に改め、「並びに建築審査会の組織、議事等」を削る。

第7章を削る。

第8章中第48条を第43条とし、同章を第7章とする。

第9章中第49条を第44条とし、第50条を第45条とし、同章を第8章とする。

(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に対する意見の申述並びに国民の保護に関する計画の作成等に係る答申に関すること。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項に掲げる者	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第4項第5号から第8号までに掲げる者をもって充てる委員の定数は40人以内とする。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第38条第5項に規定する年数
長野県総合計画審議会	県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、	学識経験者	15人以内	2年

	国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。			
長野県土地利用審査会	国土利用計画法第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関すること。	国土利用計画法第39条第4項に規定する者	国土利用計画法第39条第3項に規定する数以上	2年
長野県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2の規定による固定資産評価基準の細目及び同法第419条第1項の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事がその意見を求めたものについての調査審議に関すること。	地方税法第401条の2第4項に規定する者	12人以内	2年
長野県行政機構審議会	行政機構の合理化に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	1年
長野県特別職報酬等審議会	県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準の審議に関すること。	学識経験者及び県民	10人以内	諮問に係る審議が終了するまでの期間
長野県人権政策審議会	人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正	学識経験者	15人以内	2年

	に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議、当該総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等に関すること。			
長野県発達障がい者支援対策協議会	発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項に規定する発達障害者の支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	発達障害者支援法第19条の2第1項に規定する者	17人以内	3年
長野県幼保連携型認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による同法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関すること。	学識経験者、子どもの保護者、子どもの教育又は保育に関する事業に従事する者及び市町村の職員	9人以内	2年
公立大学法人長野県立大学評価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による意見の申述、公立大学法人長野県立大学の業務の実績の評価その他の同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	学識経験者	5人以内	2年
地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会	地方独立行政法人法第11条第2項の規定による意見の申述並びに地方独立行政法人長野県立病院機構の中期計画の認可及び業務の実績の評価に係る意見の申述その他知事が必要と認める事項の処理に関すること。	学識経験者	7人以内	2年
長野県地域医療対策協議会	医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項に規定する医師の確保及び	医療法第30条の23第1項に規定する者	21人以内	2年

	地域医療の充実に関する事項の調査審議に関すること。			
感染症診 査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条の規定による感染症患者の就業制限の通知、入院の勧告、入院の期間の延長及び医療費の負担に関する必要な事項の審議並びに知事の報告に関する意見の陳述に関すること。	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第5項に規定する者	9人以内	2年
長野県地方精神保健福祉審議会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議及び意見の具申に関すること。	学識経験者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者	15人以内	3年
長野県がん登録事業推進委員会	がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定に基づくがん登録に係る事業の推進及びがん登録情報の利用又は提供に関する事項の調査審議に関すること。	がんに関する学識経験者、個人情報保護に関する学識経験者、がんに係る医療を受ける立場にある者及び関係行政機関の職員	10人以内	2年
長野県障がい者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条の規定による障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審	学識経験者、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び	15人以内	2年



	議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議に関すること。	関係行政機関の職員		
長野県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第48条第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項の規定により知事が取り扱わせた審査請求の事件の審査に関すること。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第3項に規定する者	10人以内。ただし、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の5第1項に規定する合議体を構成する委員の定数は5人とする。	児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第99条第1項に規定する年数
長野県自立支援協議会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する障害者等への支援の体制の整備に関する事項の調査審議に関すること。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する者	35人以内	2年
長野県生	生活衛生関係営業の運営	学識経験者、	12人以内。た	2年

活衛生適 正化審議 会	の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第58条の規定による同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	生活衛生関係 営業者の意見 を代表する者 及び利用者又 は消費者の意 見を代表する 者	だし、生活衛 生関係営業 者の意見を代 表する委員及 び利用者又は 消費者の意見 を代表する委 員の数と同数 とする。	
長野県地 方薬事審 議会	医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確 保等に関する法律（昭和35 年法律第145号）第3条第 1項の規定による薬事に関 する重要事項の調査審議に 関すること。	学識経験者、 薬事関係者及 び利用者又は 消費者	15人以内	2年
長野県中 小企業振 興審議会	中小企業の振興対策に関す る事項その他の中小企業の 振興に関する重要事項の調 査審議に関すること。	商工業者、金 融機関の代表 者及び学識経 験者	15人以内	2年
長野県職 業能力開 発審議会	職業能力開発促進法（昭和 44年法律第64号）第91条第 1項の規定による職業能力 開発計画その他職業能力の 開発に関する重要事項の調 査審議に関すること。	関係労働者を 代表する者、 関係事業主を 代表する者、 学識経験者及 び関係行政機 関の職員	15人以内。た だし、関係労 働者を代表す る委員及び関 係事業主を代 表する委員の 数は同数とす る。	2年
長野県労 働問題審 議会	労使関係、労働福祉、労働 経済、労働教育等に関する 重要事項の調査審議に関す ること。	労働者を代表 する者、使用 者を代表する 者及び学識経 験者	15人。ただ し、労働者を 代表する委員 、使用者を代 表する委員 及び学識経 験者である委員 の数は各5人 とする。	2年
長野県観 光振興審 議会	観光の振興計画の策定及び 実施に関する事項の調査審 議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年

長野県公共事業評価監視委員会	公共事業の評価に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県総合評価技術委員会	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札の方法により発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の落札者の決定に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	2年
長野県水防協議会	水防法（昭和24年法律第193号）第8条の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関すること。	水防法第8条第4項に規定する者	—	関係行政機関の職員である委員はその職にある期間とし、その他の委員は2年とする。
長野県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項及び都市計画に関する事項の調査審議並びに都市計画に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。	学識経験者、市町村の長を代表する者、県議会議員、市町村議会の議長を代表する者及び関係行政機関の職員	15人以内	2年
長野県開発審査会	都市計画法第78条の規定による同法第50条第1項前段に規定する審査請求に対する裁決その他同法の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	都市計画法第78条第3項に規定する者	7人	2年
長野県建築審査会	建築基準法（昭和25年法律第201号）第78条の規定による壁面線の指定等に対す	建築基準法第79条第2項に規定する者	7人	2年。ただし、その任期が満了し

	る同意、特定行政庁等の処分等に対する審査請求の裁決、同法の施行に関する重要事項の調査審議及び同法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議に関すること。			た場合においても、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
長野県住宅審議会	住宅に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年
長野県政府調達苦情検討委員会	政府調達に関する協定その他の国際約束の対象となる調達契約に対する苦情に関する事項の調査審議に関すること。	学識経験者	6人以内	3年

## 2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員の定数	委員の任期
長野県指導力不足等教員判定委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項及び第4項の認定その他指導が不適切である教員に係る認定に関する事項の審議に関すること。	教育公務員特例法第25条第5項に規定する者	6人以内	2年
長野県生涯学習審議会	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条の規定による生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	15人以内	2年
長野県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議に関すること。	学識経験者	10人以内	2年

# 長野県自立支援協議会設置要綱

令和2年9月1日2障第453号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「条例」という。）第2条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 協議会は、長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場とする。

## (任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

## (委員)

第4条 委員の構成について、条例第3条別表第3欄により、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) その他協議会の目的のため必要な者

## (再任)

第5条 委員の再任は、妨げない。

## (運営委員会)

第6条 協議会には、業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、協議会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集する。

## (専門部会)

第7条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するために専門部会を置くことができる。

2 各専門部会長は、協議会において選出された者とする。

3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。

4 専門部会は、部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキングチームを置くことができる。

(各種会議)

第9条 協議会は、本要綱第5条から第7条に規定するほか、本要綱第2条の各号について協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(幹事)

第10条 協議会の幹事は、健康福祉部障がい者支援課及び関係行政機関とする。幹事は協議会の所掌事務について委員等を補佐する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。

# 長野県自立支援協議会概念図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～

長野県

【提言等】

## 長野県自立支援協議会

<協議会委員>

障がい当事者、各圏域自立支援協議会代表者、  
県各担当課、その他(有識者等)

### 運営委員会

- ・全体的課題整理、優先づけ
- ・企画、各種会議等との調整

事務局

### 専門部会

人材育成部会

療育部会

就労支援部会

精神障がい者  
地域移行支援部会

権利擁護部会

ワーキングチーム  
※必要に応じ開催

### 【役割】

1・地域の実態  
把握・情報共有

2・地域相談支援  
体制のバックアップ

3・全県的課題の  
抽出

4・広域、専門的  
相談支援の調整

5・人材育成

フィードバック  
社会資源開発(制度・事業等)

【課題・提言等】

### 障がい者相談支援 体制機能強化会議

<参加者>

- 障がい者総合支援センター  
(基幹センター)、市町村等
- ・地域支援力の全県的な底上げ  
(基幹相談支援センター化等)

【協議内容の  
フィードバック】

各地域(圏域)自立支援協議会

連携

各(圏域)障がい者  
総合支援センター